

札幌市公開空地等の活用に関する要綱

(趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、都市開発によって整備された公開空地等について、憩いや賑わいの創出等に寄与する良好な活用に関する基準を明確化することで、積極的な活用を促し、まちの魅力や活力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開空地等：第3条第1項各号に掲げる制度により、建築物の敷地内に整備された、市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間をいう。ただし、歩行者の円滑な通行を確保すべき部分は除く。
- (2) 公開空地等所有者等：公開空地等を所有又は管理している者をいう。なお、第3条第1項第5号においては、「札幌市都心まちづくり支援型総合設計制度取扱要綱（以下、「都心型要綱」という）」及び「札幌市拠点型総合設計制度取扱要綱（以下、「拠点型要綱」という）」における維持管理責任者をいう。
- (3) 活用：一時的に公開空地等を占有する行為をいう。
- (4) 活用者：イベントの主催者など公開空地等を活用する者をいう。
- (5) 滞留：休憩、待合、飲食（商品の試飲・試食を除く）、体験（商品の試用を除く）、交流、観覧等のために公開空地等に留まることをいう。商品購入等のための待ち行列は除く。

(対象とする公開空地等)

第3条 この要綱において、活用の対象とする公開空地等は次の制度により整備されたものとする。

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号に規定する高度利用地区
 - (2) 都市計画法第8条第1項第4号に規定する特定街区
 - (3) 都市計画法第12条の4第1項第1号に規定する地区計画
 - (4) 都市再生特別措置法第36条第1項に規定する都市再生特別地区
 - (5) 建築基準法第59条の2第1項に規定する総合設計制度（「都心型要綱」及び「拠点型要綱」を適用するものに限り）
- 2 当該要綱策定以前に前項の制度により整備された公開空地等については、下記のとおり扱うものとする。
- (1) 前項第1号から第4号までの制度により整備された公開空地等は、本市と公開空地等所有者等の間で締結されている協定書に基づく協議等により、本要綱の規定の全部又は一部を適用することができる。
 - (2) 前項第5号の制度により整備された公開空地は、都市局長が別に定めるものとする。

(活用基準)

第4条 公開空地等の活用を認める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 次のいずれかに該当し、公開空地等の賑わい創出や滞留の促進に寄与する行為であること。

ア 飲食提供

公開空地等で消費可能な食品の販売を行うもので、誰もが利用可能な休憩・飲食スペースを併設するもの。ただし、特定の飲食店等の専用席を

設けることは認めない。

- イ 物品販売
複数の出店者によるマルシェ等の形式で、出店者と消費者の交流を促す対面形式で物品の販売を行うもの。
 - ウ 体験・交流・環境美化活動
健康増進、教育、又は創造性の向上を目的としたワークショップや体験イベント、清掃活動等。
 - エ 文化・スポーツ等の上演・上映
音楽公演、演劇、パブリックビューイング等で、無償で公開されるもの。
 - オ 展示・普及啓発
文化・芸術の振興、歴史の伝承、又は環境・安全・防災・健康等の啓発を目的とした展示、もしくは季節の催事に伴う装飾等で、無償で行われるもの。
- (2) 活用する前に、地域（周辺住民、町内会、商店街等）に、活用の内容を周知するなど、地域の理解を得るように努めること。
 - (3) 公開空地等の機能、景観、環境を著しく阻害しないよう、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ア 誰もが公開空地等に滞留したり、通行したりできるよう、公開空地等の全面を仕切りで囲うなど閉鎖的な使い方をしないこと。
 - イ 周囲の景観や建築物との調和を乱すような、過度に派手な色彩や、視線を完全に遮断するような工作物等（植栽、ベンチ、テーブル、照明、サイン、彫刻等）を設置しないこと。
 - ウ 騒音、振動、臭気等、光害、廃棄物の処理等について適切な対策を講じ、周辺環境を悪化させないこと。
 - (4) 一般の通行者等が安全かつ円滑に利用・通行できるよう配慮すること。
 - (5) ユニバーサルデザインに配慮すること。
 - (6) 活用に伴う設置物は、緊急時において直ちに移動・撤去可能な構造とすること。
 - (7) 年間の活用日数の合計が180日を超えないものであること。また、同一の活用者による年間の活用日数が60日を超えないものであること。
 - (8) 入場料を徴収すること等により、特定の者に限定して利用するものでないこと。
- 2 国又は地方公共団体等が主催又は共催する行為については、前項第1号及び第7号の規定は適用しない。
 - 3 第7条第1項の規定により市長の承認を受けた行為については、第1項第1号及び第7号の規定を、市長が必要と認める範囲において緩和することができる。
 - 4 前3項の規定にかかわらず、その他市長が特に認める場合は、この限りではない。

（禁止事項）

第5条 公開空地等の活用にあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの、又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの、又は著しく公益を害するもの。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員、若しくはそれらの利益となる活動。

- (4) 政治活動、宗教活動及び集団示威運動。
- (5) 来場者、周辺の歩行者等へ危害が及ぶおそれがあるもの。
- (6) 提供する内容が、虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止および拡大防止の観点から適切でないもの。
- (7) 勧誘、又は契約行為を行うもの。
- (8) 宣伝、広告を主目的としたもの。
- (9) その他、市長が不適切であると認めるもの。

(活用にあたっての手続き（届出））

第6条 公開空地等所有者等は、第4条に規定する全ての基準に適合する活用をしようとするときは、該当年度において最初に活用を開始する日の7日前までに、公開空地等活用届出書（様式1）により、市長に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 第7条の規定により市長の承認を受けた場合。
 - (2) 第4条第4項の規定により市長が認めた行為のうち、市長が届出を要しないと認める軽微な行為。
- 2 前項の規定により届け出た活用に含まれない、新たな活用範囲や活用内容を追加しようとする場合は、当該活用を開始する日の7日前までに、改めて前項の届出を行わなければならない。

(市長承認の手続き)

第7条 公開空地等所有者等は、公開空地等の活用にあたって、第4条第1項第1号及び第7号に規定する基準の緩和を受けようとする場合は、該当年度において最初に当該活用を開始する前に、市長の承認を受けなければならない。ただし、前条第1項第2号に規定する軽微な行為については、この限りではない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、あらかじめ市長と事前協議を行い、該当年度において最初に当該活用を開始する日の14日前までに、公開空地等活用計画承認申請書（様式2）を市長に提出するものとする。不承認の決定をしたときは、公開空地等活用計画不承認通知書（様式4）により、理由を付して通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号に掲げる要件をすべて満たし、エリアマネジメント等の地域一体のまちづくりに資すると判断したときは、これを承認し、公開空地等活用計画承認通知書（様式3）により通知するものとする。
- (1) 活用内容は、エリアマネジメント団体等（第4項に定めるものをいう。）が主体となって実施するもの、又は活用主体が当該団体から承認を得たものであること。
 - (2) 活用内容は、地域の魅力向上や地域課題の解決に寄与するような公共・公益的な性質を有するものや、当該公開空地等の特性を活かした質の高い体験や交流の機会を提供するものであること。
- 4 前項第1号に規定するエリアマネジメント団体等とは、次に掲げるものをいう。
- (1) まちづくり会社やエリアマネジメント団体又はこれに類する団体であって、地域に根差した公益的な活動実績を有するもの、又は新設の団体等で継続的な活動が見込まれるもののうち、特定の者の利益に偏らず、その活動内容を一般に公開していると市長が認めるもの。
 - (2) 商店街振興組合、町内会等。

- 5 公開空地等所有者等が第1項の承認を受けた活用によって得た賃料収入の一部は、当該公開空地等を含む周辺エリアのまちづくりに還元すること。
- 6 第1項の承認を受けた公開空地等所有者等は、活用計画の変更を行う場合、公開空地等活用計画承認申請書（様式2）により改めて市長に申請し、承認を受けなければならない。

（活用報告及び収益の活用）

- 第8条 第6条の規定による届出又は前条第1項の規定による承認を受けた公開空地等所有者等は、活用内容ごとに日数、活用者、活用内容、活用場所、活用中の写真等を記録し、公開空地等活用報告書（様式5）を作成の上、活用のあった日の属する年度の翌年度の4月1日から5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1項第5号の制度により整備された公開空地については、当該制度に基づく管理運営状況の報告への添付をもってこれに代えることができ、その場合の提出期限は活用のあった日の属する年度の翌年度の7月1日から8月31日までとする。
- 2 公開空地等所有者等が活用によって得た賃料収入は当該公開空地等の維持管理に要する費用の範囲内であること。
 - 3 市長は、必要があると認めるときは、公開空地等所有者等に対し、活用に係る収支の報告を求めることができる。
 - 4 公開空地等所有者等は、前項に規定される収支の報告を求められた場合、速やかに市長に報告しなければならない。

（指導、監督及び責任の所在）

- 第9条 市長は、公開空地等の活用にあたり、公開空地等所有者等に対し、必要な指導又は勧告を行うことができる。
- 2 市長は、公開空地等の活用が次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、公開空地等所有者等に対し、是正等を勧告することができる。
 - (1) 第4条の規定に適合しない活用を行っていたとき、又は第5条の規定に該当するとき。
 - (2) 第6条第1項の規定による届出を行った場合で、届出に無い活用を行っていたとき。
 - (3) 第7条第3項の規定による承認を受けた場合で、承認された活用計画に反しているとき。
 - 3 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく改善を図らないときは、当該活用の承認を取り消し、又は活用の中止を求めることができる。
 - 4 公開空地等所有者等は、第1項から前項までの規定による指導、勧告又は中止等の要請を市長から受けたときは、速やかに活用者に対して必要な措置を講じるものとする。
 - 5 公開空地等所有者等は、市長から報告を求められたときは、公開空地等の活用状況を速やかに報告しなければならない。
 - 6 公開空地等の活用に伴い発生した事故、苦情その他の紛争については、公開空地等所有者等又は活用者がその責任において解決することとする。

（委任）

- 第10条 この要綱に定めがない事項は、まちづくり政策局都市計画担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 23 日から施行する。